

特別養護老人ホーム さくら 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大阪市指定 第2779400213号)

当施設は入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 高齢者虐待防止・秘密の保持・個人情報の保護及び事故発生時の対応	8
7. 施設を退所していただく場合	9
8. 残置物引取り人	10
9. 苦情処理の体制、手順	11
10. 緊急時の対応方法	11
11. 入退所等に当たっての留意事項	12
12. 身体的拘束等について	12
13. 業務継続計画	12
14. サービス提供の記録	13
15. 非常災害対策	13
16. 衛生管理等	13
17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	17
18. 重要事項説明書のウェブサイトへの掲載・公表について	18
19. 重要事項説明の年月日	19

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 健勝会
- (2) 法人所在地 大阪市中央区農人橋1丁目4番20号
- (3) 電話番号 06-6947-5215
FAX番号 06-6947-5213
- (4) 代表者氏名 理事長 天満 仁
- (5) 設立年月日 昭和55年3月7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
介護保険法施行法第7条の規定により指定があったものとみなされています。
- (2) 施設の目的
介護保険法令に従い、施設において実施する施設サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関することを定めることにより、施設サービスの円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な施設サービスの提供を行うことを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム さくら
- (4) 施設の所在地 大阪市中央区農人橋1丁目4番20号
- (5) 電話番号 06-6947-5215
FAX番号 06-6947-5213
- (6) 施設長（管理者）氏名 中 明 貴 史
- (7) 当施設の運営方針
指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準を遵守するとともに、施設サービス計画に基づき、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう支援に当たります。また、事業の実施に当たっては、関係市町村及び介護、保健医療、福祉関係事業者との連携に努めます。
- (8) 開設年月 平成 6年 5月 1日
- (9) 入所定員 134人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。居室の設定につきましては、入所者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類		室数	備考
	個室	5室	多床室（基準面積を満たしていないため）
	4人部屋	37室	多床室
	合計	42室	
食堂（ダイルーム）		5室	
機能訓練室		1室	
浴室		2室	一般浴室（リフト装置付き）・機械浴室（特殊浴槽）
医務室		1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、入所者に特別にご負担いただく費用はありません。

★居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入所者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

★居室に関する特記事項：特になし

4. 職員の配置状況

当施設では、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
施設長	1名	名	1.0名	1.0名	施設の運営管理を総括
生活相談員	2名	名	2.0名	2.0名	日常生活上の相談・援助
介護職員	50名	名	50.0名	46.0名	日常生活上の介護・介助
看護職員	5名	名	5.0名	5.0名	健康管理や療養上の世話
機能訓練指導員	2名	名	1.5名	1.5名	日常生活訓練の担当
介護支援専門員	2名	名	2.0名	2.0名	施設サービス計画の作成
医師	名	1名	0.2名	必要数	健康管理や療養上の指導
栄養士(管理栄養士)	1名	名	1.0名	1.0名	献立の作成・食事の相談

※常勤換算：就業規則に定める職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

＜主な職種の勤務体系＞

職 種	勤務体制（標準的な時間帯と最低人員）
1. 医 師	日中； 9：00～15：30
2. 介 護 職 員	日中； 9：00～18：00 20名 夜間； 17：00～10：00 6名
3. 看 護 職 員	日中； 9：00～18：00 4名
4. 機能訓練指導員	日中； 9：00～18：00 2名

※土曜、日曜、祝日についてはこの限りではありません

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金は、原則利用者負担ですが、低所得者階層に特定入所者支援サービス費が給付される場合（基準費用額－負担限度額＝給付額） (3) 利用料金の全額を入所者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に応じた割合）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方も機械浴槽（特別浴、リフト浴）を使用して入浴することができます。

②排 泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機 能 訓 練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施しています。

④健 康 管 理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、医師より制限のある方以外はできる限り離床に配慮いたします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 利用料金は原則利用者負担ですが、低所得者階層に特定入所者介護サービス費が給付される場合

(基準費用額－負担限度額＝給付額)

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・ 利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- ・ 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の額（1日当たり）の負担額となります。
- ・ 入所者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 医師の食事せんに基づき糖尿病食や腎臓病食などの提供を行なった場合には加算されます。

(経管栄養のための濃厚流動食は対象外です。)

(食事時間) 朝食 7:45 昼食 12:00 夕食 17:00

② 居住費

- ・ 居住費として光熱費相当額を負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の額（1日当たり）の負担となります。

< サービス利用料金（1日あたり） >

下記の料金表によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(サービス利用料金は、入所者の要介護度に応じて異なります)

なお、入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

(介護福祉施設サービス費)

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護福祉施設サービス費	基本料	589 点	659 点	732 点	802 点	871 点
	看護体制加算 I	4	4	4	4	4
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
	夜勤職員配置加算	13	13	13	13	13
	科学的介護推進体制加算	40	40	40	40	40
	介護職員等処遇改善加算 II (13.6%)	89	99	109	118	128
	合 計	747 点	827 点	910 点	989 点	1068 点
	料 金 (点数×10.72)	8,007 円	8,865 円	9,755 円	10,602 円	11,448 円
	介護保険からの給付	7 割 給 付	5,604 円	6,205 円	6,828 円	7,421 円
		8 割 給 付	6,405 円	7,092 円	7,804 円	8,481 円
		9 割 給 付	7,206 円	7,978 円	8,779 円	9,541 円
	利 用 料	3 割 負 担	2,403 円	2,660 円	2,927 円	3,181 円
		2 割 負 担	1,602 円	1,773 円	1,951 円	2,121 円
		1 割 負 担	801 円	887 円	976 円	1,061 円
	軽減確認証の有る者	第 1 段 階	401 円	444 円	488 円	531 円
		第 2 段 階 等	601 円	666 円	732 円	796 円

※ 1 軽減確認証の有る者とは、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の発行の有った者を言います。

(加 算 等)

		処遇改善 加算(含)	料 金	介 護 保 険		利 用 料	
安全対策体制 加算 (20点) (入所時1回限り)	事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定する。	23	246 円	7 割	172 円	3 割	74 円
				8 割	196 円	2 割	50 円
				9 割	221 円	1 割	25 円
療養食加算 (18点) (1回6点)	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食	20	214 円	7 割	149 円	3 割	65 円
				8 割	171 円	2 割	43 円
				9 割	192 円	1 割	22 円
外泊・入院算定 (246点)	同一月に連続6以内の入院、外泊1月に6日を限度とし、所定単位数に換えて算定する。	279	2,990 円	7 割	2,093 円	3 割	897 円
				8 割	2,392 円	2 割	598 円
				9 割	2,691 円	1 割	299 円
若年性認知症 入所者受入加算 (120点)	若年性認知症入所者に対してサービス提供を行った場合に1日毎に加算	136	1,457 円	7 割	1,019 円	3 割	438 円
				8 割	1,165 円	2 割	292 円
				9 割	1,311 円	1 割	146 円
初 期 加 算 (30点)	入所した日から30日以内の期間について1日毎に加算(30日を超える入院後に再入所した場合も同じ)	34	364 円	7 割	254 円	3 割	110 円
				8 割	291 円	2 割	73 円
				9 割	327 円	1 割	37 円
退所時加算	退所前後訪問相談援助加算 (460点)	523	5,606 円	7 割	3,924 円	3 割	1,682 円
				8 割	4,484 円	2 割	1,122 円
				9 割	5,045 円	1 割	561 円
	退所時相談援助加算 (400点)	454	4,866 円	7 割	3,406 円	3 割	1,460 円
				8 割	3,892 円	2 割	974 円
				9 割	4,379 円	1 割	487 円
	退所前連携加算 (500点)	568	6,088 円	7 割	4,261 円	3 割	1,827 円
				8 割	4,870 円	2 割	1,218 円
				9 割	5,479 円	1 割	609 円

- ※ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の3/100に相当する単位数を減算します。
- ※ 虐待の発生またはその再発を防止するための措置(虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算します。
- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、所定単位数の10/100に相当する単位数を減算します。
- ※ 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画

的に行っていない場合は、1日につき14単位を減算します。

※ 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき5単位を減算します。

(食事の提供に要する費用及び居住費)

	利 用 料			
	基準費用額	負担限度額		
	利用者負担 第4段階以上	利用者負担 第3段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第1段階
食事の提供に要する費用	1,445 円	650 円 1360 円	390 円	300 円
軽減確認証の有る者		488 円 1020 円	293 円	150 円
居 住 費	915 円	430 円	430 円	0 円
軽減確認証の有る者		323 円	323 円	0 円

注 居住費については、外泊・入院等で居室を開けておく場合は上記利用料を徴収いたします。

(ご入院中にショートステイ利用者に居室を使用させていただく場合は、居住費のご負担は発生いたしません。ご使用されるショートステイ利用者に居住費をご負担いただきます。)

※利用料は、全て概算ですので、端数計算で異なることがあります。

(3)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①おやつ

おやつの時間は、ご入居者様同士でのコミュニケーションや憩いの場となっております。

おやつの提供を希望される場合は、65 円/日をご負担いただきます。

希望する ・ 希望しない

②理髪・美容

月に1回、理美容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

利 用 料 金：理美容師が定める額

③貴重品の管理

入所者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

●管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている入所者名義の預金

●お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

●保 管 管 理 者：施 設 長

●出 納 方 法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・出金管理者は、出入金の都度、入所者及び関係職員の確認印を出入金記録表に頂き、年2回入所者

又は家族に出入金状況を報告致します。

利 用 料 金：無 料

④レクリエーション、クラブ活動

入所者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加し、材料代等を特に必要とする時は実費をいただきます。

主なレクリエーション行事予定

	行 事 と そ の 内 容		備 考
4 月	春のおやつ祭	春のおやつセレクション	
5 月	初夏の散策	初夏のおやつセレクション	
6 月	アジサイ	特別な食事を振る舞う	
7 月	縁 日	職員による出店（屋台）	
8 月	お盆	夏の飾り付け（おやつセレクション）	
9 月	敬老祝い	お祝い料理 健康長寿祝い	お祝い料理
10 月	秋の味覚祭	利用者と職員で共同おやつ作り	
11 月	紅葉狩り	秋の飾り付け（おやつセレクション）	
12 月	クリスマス会	クリスマスケーキ ジュースによる乾杯	
1 月	新年会	お正月飾り付け 新年祝い	おせち料理
2 月	節 分	職員と共に節分を楽しむ会（おやつセレクション）	
3 月	ひな祭り	職員と共に雛祭りを楽しむ会（おやつセレクション）	

※ 月行事として、お誕生日会を催しております。さくらタイムズ（月刊紙）

その他地域の方々のボランティア訪問が実施されています。

⑤複写物の交付

入所者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 10円／枚

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で、入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(4) 利用料、その他の費用の請求及びお支払方法について

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

介護老人福祉施設	① 事業者指定口座への振込み りそな銀行 桜川支店 普通預金 〇〇八四八二〇 社会福祉法人健勝会 特別養護老人ホームさくら
	② 入所者指定口座からの自動振替
	③ 現金支払
	④ 年金証書、銀行預金通帳を預かり、それより引き出し
	お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

(5) 入所中の医療の提供について

事業所は入所者に入院治療が必要になったときの備えとして、隣接の病院に承諾を得て、協力医療機関を定めています。

医療を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 健昭会 なにわ病院
所在地及び電話番号	大阪市浪速区幸町2丁目3番11号 TEL 06-6568-2681
診療科	内科、胃腸科、循環器科、放射線科、リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	社団法人 大阪市東歯科医師会
所在地及び電話番号	大阪市中央区東高麗橋4丁目3番102号 TEL 06-6943-1184

6. 高齢者虐待防止・秘密の保持・個人情報の保護及び事故発生時の対応

① 高齢者虐待防止について	事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、当該委員会活動内容等について職員に周知徹底を図ります。 (2) 虐待防止のための指針を整備します。 (3) 虐待防止のための定期的な研修を職員へ実施します。 (4) 虐待防止に関する責任者 (施設長) 中明 貴史 虐待防止に関する担当者 (介護主任) 根来 昭弘 (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者 (利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
---------------	--

②入所者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入所者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に洩らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
③個人情報の保護について	事業者は、入所者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 但し、入所者のサービス計画の作成に必要な入所者及びその家族の個人情報については、サービス担当者会議に出席する職員及び他の事業所職員に提供できるものとします。又、入所者の医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
④事故発生時の対応について	事業者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入所者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとし、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとします。又、事業者は施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入所者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入所者による、サービス利用料金の支払いが6ヵ月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入所者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊ 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日333円）

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヵ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品(残置物)を入所者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入所者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

9. 苦情の受付について

苦情又は相談があった場合は、入所者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、入所者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、入所者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

☆ 苦情受付窓口(担当者)	生活相談員	岡孝信
	生活相談員	石垣慎
☆ 苦情解決責任者	施設長	中明貴史
☆ 受付時間	午前9時00分～午後5時30分(日・祝日を除く)	
☆ 電話相談	電話番号	06-6947-5215
	FAX番号	06-6947-5213

◎ 苦情受付ボックスを各階に設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 中央区保健福祉センター 地域保険福祉担当 介護保険	所在地 〒541-8518 大阪府中央区久太郎町1丁目2番27号 電話番号 06-6267-9859 FAX番号 06-6264-8283 受付時間 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日を除く)
---	---

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
【大阪市の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課	所在地 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7号331 船場センタービル7号館3階 電話番号 06-6241-6310 FAX 番号 06-6241-6608 受付時間 午前9時～午後5時30分（土・日・祝日を除く）

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に入所者に緊急の事態が発生した場合、入所者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	入所者の主治医	高田 満
	所属医療機関名	医療法人 健昭会 なにわ病院
	所在地及び電話番号	大阪市浪速区幸町 2-3-11 06-6568-2681
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

11. 入退所等に当たっての留意事項

- (1) 入所対象者は、原則要介護3以上の方が対象となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくことになります。
- (3) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

12. 身体的拘束等について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 業務継続計画

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の周知とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. サービス提供の記録

- (1) 指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退去に際して退去年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

15. 非常災害対策

- (1) 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 施設長 中 明 貴 史 ）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・9月）

16. 衛生管理等

- ① 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ⑤ 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑥ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

18. この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示します。

また、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表予定にしています。

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府中央区農人橋1丁目4番20号
	法人名	社会福祉法人 健勝会
	代表者名	理事長 天満 仁
	事業所名	特別養護老人ホーム さくら
	説明者氏名	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

※ この重要事項説明書は、大阪市条例 第28条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨、鉄骨鉄筋コンクリート造り陸屋根地下1階付き10階建

(2) 建物の床面積 5,030.95㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【居宅介護支援事業】平成11年7月30日指定 大阪府指令高 95-106号 事業所番号2779400031

【訪問介護】平成11年11月15日指定 大阪府指令高881-553号 事業所番号2779400197

【通所介護】平成11年10月29日指定 大阪府指令高881-554号 事業所番号2779400205

【短期入所生活介護】平成11年10月29日指定 大阪府指令高881-555号 事業所番号2779400213

【在宅介護支援事業】平成6年4月1日から 大阪市より委託

【認知症対応型通所介護事業】平成21年8月1日指定 大阪市指令健福 789-76号 事業者番号 2799400029

(4) 施設の周辺環境

居室は風通しがよく、高齢者の健康保持には最適です。また、JR環状線の中にあり、地下鉄の駅より5分程度と近く、外出・面会にとっても便利です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員

入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員

主に入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の入所者に対して1名の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員

入所者の日常生活上の相談に応じ、便宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員

入所者の機能訓練を担当します。

1.5名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員

入所者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。2名の介護支援専門員を配置しています。

医師

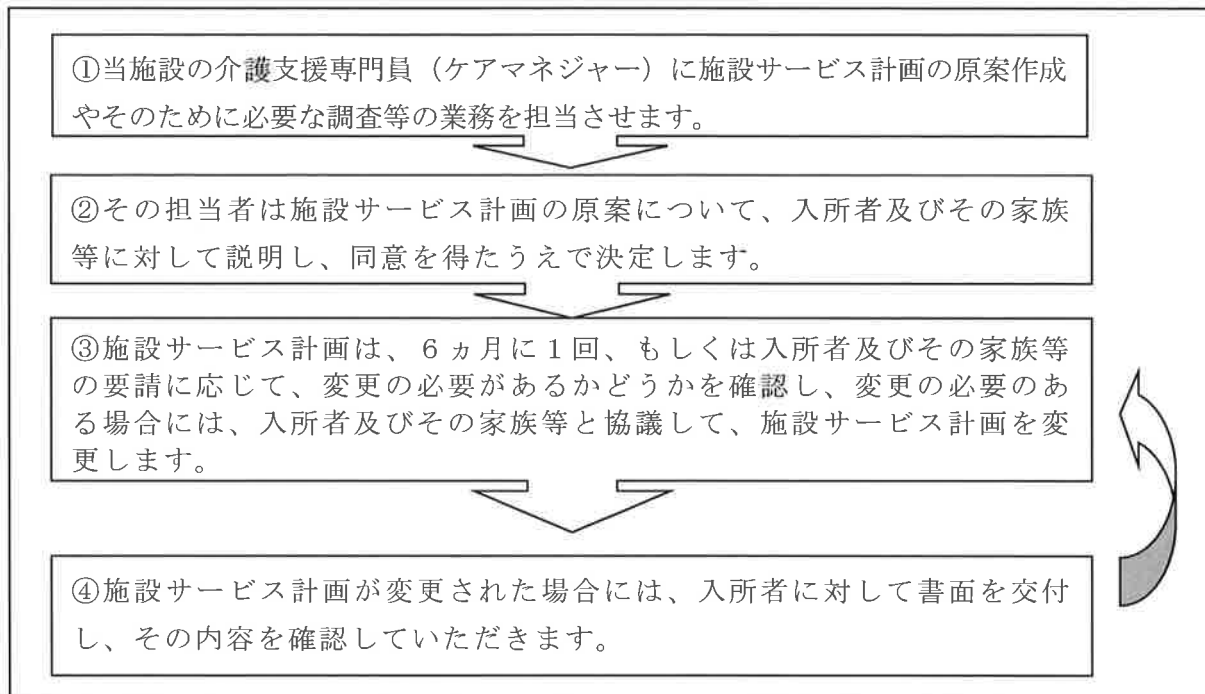
入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

0.3名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入所者に対して、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑤入所者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入所者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入所者又は他の入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。
また、入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入所者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性、を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

①持ち込みの制限	入所にあたり、次のものは原則として持ち込むことはできません。 生活に必要な最低限の以外のもの
②面 会	面会時間 9：00～19：00 入所者に面会するときは、面会簿に記入して下さい。 面会するときは食品の持ち込みはしないでください。
③外 出・外 泊	外出、外泊される場合は、事前に外出先及び帰着予定日時を申し出下さい。 ただし、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。 なお、外出、外泊する場合は、家族の付き添いを必要とします。
④食 事	食事の不要の場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事にかかる自己負担額」は減免されます。
⑤居室・施設の利用	居室及び共用施設等をその本来の用途に従って利用して下さい。
⑥施設設備等の破壊等	故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者の自己負担により原状回復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
⑦サービス実施上等の必要な措置	入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。 ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
⑧他の入所者等に対する迷惑行為	他の入所者や当施設の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。 また、事実を反し、他の人を扇動或いは惑わすような言動はしないで下さい。
⑨喫 煙	敷地、建物内の喫煙はできません。

6. 損害賠償

事業者の責任による損害	当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその賠償をします。守秘義務に違反した場合も同様とします。 ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
-------------	--

7. 施設介護サービスの見積もりについて（概算1ヶ月分（30日））

(1) 介護保険料金（要介護度1・2・3・4・5）

	1日当り 点数 A	日(回)数 B	計 (A×B) C	合 計 (C×10.72) D	
基 本 料	点	日	点		
看 護 体 制 加 算 I	4 点	日	点		
個 別 機 能 訓 練 加 算	12 点	日	点		
夜 勤 職 員 配 置 加 算	13 点	日	点		
科学的介護推進体進加算	40 点	日	点		
若年性認知症入所者受入加算	120 点	日	点		
初期加算(初回入所 30 日まで)	30 点	日	点		
療 養 食 加 算	18 点	日	点		
安全対策体制加算（入所時 1 回限り）	20 点	日	点		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ（13.6%）			点		
合 計			点		
料 金				円	
介護保険からの給付額				円	90 80 70

注 要介護度1＝589、2＝659点、3＝732点、4＝802点、5＝871点

(2) 入所者自己負担額 社会福祉法人等利用者軽減確認証の有無 有・無 利用者負担第1・2・3・4以上段階

利用負担額	円	その他	円×(1.0・0.75・0.5)＝ 円			
		高額介護サービス費	負担第4段階	負担第3段階	負担第2段階	負担第1段階
			44,400 円	24,600 円	15,000 円	15,000 円
食 事 負 担	円	1日単価	1,445 円	650 円 1360 円	390 円	300 円
		計算基礎	円× 日×(1.0・0.75・0.5)＝ 円			
	おやつ負担	(希望者)	65 円× 日＝ 円			
居 住 費	円	1日単価	915 円	430 円	430 円	0 円
		計算基礎	円× 日×(1.0・0.75・0.5)＝ 円			
計	円					

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、利用状況、所得状況などにより変動します。

※軽減者は、区介護保険係から社会福祉法人等軽減確認証の通知のあった場合です。

※高額介護サービス費については、利用料負担額を一旦支払った後に還付されるときもあります。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。